

平成22年9月2日

廃棄物対策課

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（案）まちづくり意見等公募結果

1 意見・提案の公募概要

(1) 公募期間

平成22年7月15日（木）から平成22年8月13日（金）まで

(2) 公募方法

市ホームページに条例（案）要綱を掲載するとともに、廃棄物対策課、行政資料コーナー、各支所の窓口において条例（案）要綱を公表し、書面又は電子メール等で意見を公募した。

2 意見・提案の公募結果

(1) 意見等提出者 2人（郵送1、電子メール1）

(2) 意見等件数 5件

3 対応区分毎の件数

項番	対応区分	件数
1	案に盛り込まれているため、案を修正しない	2
2	検討の結果、対応は困難であり、案に反映しない	2
3	その他（上記のいずれにも該当しないもの）	1
合 計		5

意見等の概要と市の考え方

「対応」欄の意味

「既に盛り込み済み」 計画案に盛り込まれているため、案を修正しない

「対応困難」 検討の結果、対応は困難であり、案に反映しない

「その他」 いずれにも該当しないもの

No.	意見等概要	市の考え方	対応
1	土地の所有者あるいは使用者が長野市在住でなくても条例が適用できるようにして欲しい。	この条例は、市の区域内で行われる行為などを対象としていますので、土地の所有者や使用者が長野市在住でなくても適用されます。	1 既に盛り込み済み
2	条例違反の場合の罰金の規定を盛り込んで欲しい。	違反の種類に応じ、懲役や罰金を科すこととしています。	1 既に盛り込み済み
3	リサイクル業を行っている敷地入口に土地の地番、業者名、連絡先の表示を設置する規定を盛り込んで欲しい。	リサイクル業（古物商又は金属くず商）は、県（公安委員会）に許可権がありますので、事業者名や連絡先などの表示を設置する規定を市の条例に盛り込むことは難しいと考えます。	2 対応困難
4	土地の整理整頓の規定を盛り込んで欲しい。	廃棄物処理法に、「土地又は建物の占有者はその占有する土地又は建物を清潔に保つよう努めなければならない」という規定がありますので、改めてこの条例に盛り込む必要は無いと考えます。	2 対応困難
5	記録すべき事項について、ひな型や記入例を記載して欲しい。	条例とは別に定める解説やQ&A等において例示する予定です。	3 その他

廃棄物処理法 ： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律